

◎新潟県告示第574号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成28年4月22日

新潟県上越地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
平成28年4月6日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
糸魚川市南押上2丁目154番2の内、156番1の内	5.88	36.01
156番1の内、156番2の内	5.88	21.59